

ペイオフについて

当行では、ペイオフに関するお客様の疑問・不安にお答えするため、本部内に「ペイオフ相談窓口」を設置いたしております。専門のファイナンシャル・プランニング技能士が、さまざまなペイオフに関する相談に丁寧・的確にお答えいたします。お気軽にお問合せ下さい。

平成14年12月に預金保険法等が改正され、平成15年4月から預金保険制度が改定されました。

預金保険対象商品と保護の範囲

商品の分類		期間	平成14年4月1日～平成17年3月31日	平成17年4月1日～
預金保険の対象商品	当座預金、普通預金、別段預金		全額保護	利息のつかないなどの条件を満たす預金 ² は全額保護
	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなど貸付信託を含みます)、金融債(ワイドなど保護預かり専用商品に限ります)など ¹		銀行ごとに、預金者1人あたり、合算して元本1,000万円までとその利息等 ³ を保護 〔1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。〕	
預金保険の対象外商品	外貨預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)、金融債(保護預かり専用商品以外のもの)など		保護対象外 〔破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。〕	

- このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金等を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
- 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。
- 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

日本国内に本店のある銀行は、すべて預金保険制度に加入しています。ただし当該銀行が海外支店で受け入れる預金等は、預金保険制度の対象外となります。

より詳しい情報につきましては、下記のホームページをご覧ください。

預金保険機構	http://www.dic.go.jp
金融広報中央委員会	http://www.saveinfo.or.jp
金融庁	http://www.fsa.go.jp



預金保険機構作成の冊子



金融広報中央委員会のパンフレット

本人確認法について

平成15年1月6日、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(本人確認法)及びその政省令が施行されました。

これにより、金融機関等に顧客が預貯金口座の開設等の取引を行なう際に顧客の氏名・住所・生年月日等(法人の場合は名称・本店等の所在地等)を公的証明書により確認すること、その確認の記録を作成し保存すること、取引の記録を作成し保存することが義務づけられました。

より詳しい情報につきましては、金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp> をご覧ください。

主な変更点は、当座預金、普通預金及び別段預金に係る全額保護の期間が平成17年3月末まで2年間延長されること、平成17年4月以降は利息が付されない等の一定の条件を満たす決済用預金が全額保護されること、及び仕掛り中の決済資金についても保護されることです。

なお、定期預金等については、引続き定期保護(1金融機関毎に預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等を保護)が継続されます。



全国銀行協会発行パンフレット